

平成30年度 農作業災害互助会決算報告

◎【鯖江西部地区農作業災害互助会】舟津・神明・立待・吉川・豊地区
事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日まで【加入戸数521戸、加入割合71.3%】（単位：円）

収入の部	項目	計画額	決算額	備考
	賦課金	800,000	600,625	1農家当たり500円、水田面積10a当たり50円
	受取共済金	0	0	
	基金戻入	0	0	
	雑収入	2,358	26,826	無事戻し、基金利息
	繰越金	380,642	380,642	
	計	1,183,000	1,008,093	

支出の部	項目	計画額	決算額	備考
	総務費	20,000	10,208	運営委員会議費、事務費
	災害給付金	200,000	110,540	各見舞金（2件）
	加入奨励金	30,000	17,580	集落全戸加入奨励金（20集落）
	負担金	220,000	218,800	県連会費、県再共済掛金
	基金繰入金	0	300,000	
	予備費	713,000	0	
	繰越金	0	350,965	
	計	1,183,000	1,008,093	

基金積立金	16,650,000	16,950,000	
-------	------------	------------	--

◎【鯖江東部地区農作業災害互助会】新横江・中河・片上・北中山・河和田地区
事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日まで【加入戸数525戸、加入割合73.6%】（単位：円）

収入の部	項目	計画額	決算額	備考
	賦課金	900,000	690,985	1農家当たり500円、水田面積10a当たり50円
	受取共済金	1,000,000	1,000,000	
	基金戻入	0	0	
	雑収入	5,384	30,950	無事戻し、基金利息
	繰越金	422,616	422,616	
	計	2,328,000	2,144,551	

支出の部	項目	計画額	決算額	備考
	総務費	20,000	10,790	運営委員会議費、事務費
	災害給付金	200,000	0	各見舞金
	加入奨励金	40,000	29,645	集落全戸加入奨励金（27集落）
	負担金	240,000	242,100	県連会費、県再共済掛金
	基金繰入金	0	1,450,000	
	予備費	1,828,000	0	
	繰越金	0	412,016	
	計	2,328,000	2,144,551	

基金積立金	19,650,000	21,100,000	
-------	------------	------------	--

◎【今立地区農作業災害互助会】粟田部・岡本・服間・南中山地区
事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日まで【加入戸数299戸、加入割合40.2%】（単位：円）

収入の部	項目	計画額	決算額	備考
	賦課金	350,000	265,980	1農家当たり500円、水田面積10a当たり50円
	受取共済金	0	0	
	基金戻入	0	0	
	雑収入	2,684	99,523	無事戻し、基金利息
	繰越金	308,316	308,316	
	計	661,000	673,819	

支出の部	項目	計画額	決算額	備考
	総務費	20,000	10,052	運営委員会議費、事務費
	災害給付金	200,000	22,750	各見舞金（1件）
	加入奨励金	10,000	6,894	集落全戸加入奨励金（11集落）
	負担金	130,000	125,000	県連会費、県再共済掛金
	基金繰入金	0	200,000	
	予備費	301,000	0	
	繰越金	0	309,123	
	計	661,000	673,819	

基金積立金	3,050,000	3,250,000	
-------	-----------	-----------	--

【監査報告】平成31年1月7日に監査した結果、内容は適正なものと認めます。 福井丹南農業協同組合 代表監事 石本 浩司 ◎

調整水田に加工用米を作付して不作付を解消しましょう

米の直接支払交付金(7,500円/10a)が昨年より廃止されました。所得確保、自給率向上のため、不作付地には「加工用米の作付」の取り組みをお願いいたします。大麦・大豆・野菜等の作付が困難で、調整水田等で転作対応している不作付地には「加工用米の作付」をお勧めします。

<メリット>

- 圃場一部分を調整水田にするより圃場全部を作付するので管理がしやすい。
- 加工用米面積に対して、水田活用の直接支払交付金(経営所得安定対策)20,000円/10aが交付される。
- 加工用米等出荷の換算面積に対して、JAより助成(1,500円/10a以内)がある。

(注意)

- 加工用米は、積み上げの数量により備蓄米に振り替える場合があります。この場合、加工用米と備蓄米で手取り収入額に差が生じないようにプール計算での精算となります。
- 加工用米は、契約品種、数量の出荷が必須となります。
- 加工用米の単価について、平成31年産米は未定です。
(参考)平成30年産米 全品種 1等 10,300円/俵

加工用米に取り組まれる方は、JAの米出荷申出書に取り組む数量を記入してください。

「収入保険制度」が1月から始まりました。来年度の加入に備えて、青色申告を始めましょう

「収入保険制度」とは、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとに収入全体をみて総合的に対応し得る制度であり、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。制度に関する詳しい内容については、NOSAI福井(TEL. 53-2704)までお問い合わせください。

補償の対象

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体を対象としており、すべての農産物が対象です。原則として加工品は販売収入には含まませんが、農業所得として申告されている精米やモチなど農業者が自ら生産した農作物を使用した簡単な加工品の販売は含まれます。また、農業共済は自然災害による収量減少のみが対象ですが、「収入保険制度」は価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少も補償の対象となります。ただし、捨て作りや意図的な安売りは対象外です。

加入対象者

加入対象者は、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者(個人・法人)です。青色申告を5年間継続している農業者を基本としますが、加入申請時に青色申告実績が1年分あれば加入することができます。青色申告は、正規の簿記による方式だけでなく、現金出納簿等に日々の取引と残高を記帳する「簡易な方式」も含まれます。

青色申告を始めるには・・・

まだ青色申告を行っていない農業者は、3月15日までに最寄りの税務署に青色申告承認申請書を提出することにより、その年の所得から青色申告を行うことができます。